

【地域密着型サービス・居宅介護支援】

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	<p>「その他該当する体制等」欄の「L I F Eへの登録」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p>
2	地域密着型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「個別機能訓練加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰイ」 「3：加算Ⅰロ」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。</p> <p>※「個別機能訓練体制Ⅰ・Ⅱ」は廃止となる為新たに算定する場合は届出が必要である。</p>
3	地域密着型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「入浴介助体制加算」を</p> <p>「入浴介助加算」</p> <p>に名称変更</p>	<p>取り扱いに変更なし</p>
		<p>「入浴介助加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。既存届出内容が「2：あり」の場合「2：加算Ⅰ」とみなす。</p> <p>※届出状況把握の為確実な届出をお願いいたします。</p>
4	地域密着型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (介護予防) 小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の「科学的介護推進体制加算」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。
6	地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の 「生活機能向上連携加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 に変更	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。
7	地域密着型通所介護	「その他該当する体制等」欄の「口腔機能向上体制加算」 を 「口腔機能向上加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし
8	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護（短期利用型含む） (介護予防) 小規模多機能型居宅介護（短期利用型含む）	「その他該当する体制等」欄の「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「5：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「7：加算Ⅲ」 に変更	「6：加算Ⅰ」、「7：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「5：加算Ⅰイ」で、新たな届出がない場合は「5：加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「2：加算Ⅰロ」、「3：加算Ⅱ」、「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 <u>※届出状況把握の為確実な届出をお願いいたします。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
9	認知症対応型共同生活介護（短期利用型含む）	「その他該当する体制等」欄の 「医療連携体制」 を 「医療連携体制加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし
10	（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型含む）	「その他該当する体制等」欄の 「3ユニットの事業所が夜勤職員を2人以上とする場合」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「2：あり」とみなす。
11	（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用型含む）	「施設等の区分」欄に「3：サテライト型Ⅰ型」「4：サテライト型Ⅱ型」 を新設	該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
12	居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算Ⅳ」 を 「特定事業所医療介護連携加算」 に名称変更	取り扱いに変更なし
13	居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」 「5：加算A」 を追加	「5：加算A」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 ※「2：加算Ⅰ」、「3：加算Ⅱ」、「4：加算Ⅲ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
14	居宅介護支援	「その他該当する体制等」欄の 「情報通信機器等の活用等の体制」 「1：なし」 「2：あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
15	(介護予防)小規模多機能型居宅介護(短期利用型含む)	<p>「その他該当する体制等」欄の「中山間地域等における小規模事業所加算(地域に関する状況)」</p> <p>「1:非該当」</p> <p>「2:該当」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1:非該当」とみなす。</p>
16	(介護予防)小規模多機能型居宅介護	<p>「その他該当する体制等」欄の</p> <p>「特別地域加算」</p> <p>「1:なし」</p> <p>「2:あり」</p> <p>を新設</p>	<p>新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。</p>
17	地域密着型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の</p> <p>「サービス提供体制強化加算」</p> <p>「1:なし」</p> <p>「5:加算Ⅰイ」</p> <p>「2:加算Ⅰロ」</p> <p>「3:加算Ⅱ」</p> <p>「4:加算Ⅲ」</p> <p>を</p> <p>「1:なし」</p> <p>「6:加算Ⅰ(イの場合)」</p> <p>「5:加算Ⅱ(イの場合)」</p> <p>「7:加算Ⅲ(イの場合)」</p> <p>「8:加算Ⅲイ(ロの場合)」</p> <p>「4:加算Ⅲロ(ロの場合)」</p> <p>に変更</p>	<p>「6:加算Ⅰ(イの場合)」、「7:加算Ⅲ(イの場合)」、「8:加算Ⅲイ(ロの場合)」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p> <p>既存届出内容が「5:加算Ⅰイ」、「4:加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「5:加算Ⅱ(イの場合)」、「4:加算Ⅲロ(ロの場合)」とみなす。</p> <p>既存届出内容が「2:加算Ⅰロ」、「3:加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。</p> <p><u>※届出状況把握の為確実な届出をお願いいたします。</u></p>